

(公開用 会議録原本と一部異なる部分があります)

令和5年

第5回東栄町議会臨時会

会 議 録

令和5年11月22日(水)

令和5年第5回東栄町議会臨時会会議録

招集年月日 令和5年11月22日(水) 開議 午前9時00分
散会 午前9時31分

招集場所 東栄町役場 会議室

応招議員 (8名)

<u>1番 岡田浩二</u>	<u>2番 佐々木一也</u>
<u>3番 浅尾もと子</u>	<u>4番 櫻井孝憲</u>
<u>5番 伊藤真千子</u>	<u>6番 西谷賢治</u>
<u>7番 村本敏美</u>	<u>8番 加藤彰男</u>

不応招議員 なし

出席議員 (8名)

<u>1番 岡田浩二</u>	<u>2番 佐々木一也</u>
<u>3番 浅尾もと子</u>	<u>4番 櫻井孝憲</u>
<u>5番 伊藤真千子</u>	<u>6番 西谷賢治</u>
<u>7番 村本敏美</u>	<u>8番 加藤彰男</u>

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	村上孝治	
教育長	佐々木尚也	
総務課長	伊藤太	会計管理者兼税務課長 藤田智也
住民課長	伊藤仁寿	福祉課長 亀山和正
経済課長	佐々木豊	建設課長 原田経美
教育課長	青山章	診療所事務長 高尾公彦

公務による欠席者 副町長 伊藤克明

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 長谷川伸

令和5年第5回東栄町議会臨時会議事日程

出席議員の報告

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 議案第58号 令和5年度東栄町一般会計補正予算（第7号）について

----- 開 会 -----

議長（加藤彰男君）

ただいまから令和5年第5回東栄町議会臨時会を開会いたします。なお副町長から別の公務のための欠席の申し出がありましたので、これを認めています。

ただいまの出席議員は、8名です。定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。

----- 会議録署名議員の指名 -----

議長（加藤彰男君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により2番佐々木一也議員、5番伊藤真千子議員の2名を指名いたします。

----- 会期の決定 -----

議長（加藤彰男君）

次に、日程第2「会期の決定」を議題といたします。お諮りいたします。本臨時会の会期は本日1日としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

議長（加藤彰男君）

浅尾委員。

3番（浅尾もと子君）

会期を本日限りとする提案に反対です。今回提案される議案の内容があまりにも多額であるという点で十分な審議を尽くす、また十分な説明をうける必要があると考えますので会期の延長をお願いしたいと思います。

議長（加藤彰男君）

ただいま浅尾議員から会期についての延長の意見がありました。これについて他に意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

それでは会期につきまして、採決で決めたいと思います。会期につきまして提案のように本日1日限りについて賛成の方の起立を求めます。

起立願います。着席ください。

賛成多数ですので、この会期につきましては、本日1日限りといたします。

----- 議案第58号 -----

議長（加藤彰男君）

次に日程第3、議案第58号「令和5年度東栄町一般会計補正予算第7号について」を議題といたします。提出者の説明を求めます。

総務課長。

総務課長（伊藤太君）

それでは説明をさせていただきます。予算書の1ページをお願いします。議案第58号令和5年度東栄町一般会計補正予算第7号について。続いて2ページをお願いします。今回の補正は歳入歳出それぞれ3,558万4千円を追加し、予算総額を38億4,099万6千円とするものです。第2条の継続費につきましては、5ページの継続費第2表のとおりとなります。第3条の地方債の補正につきましては6、7ページの地方債補正において3,980万円を追加するとともに、1,200万円を減額変更するものです。それでは、予算説明書により説明させていただきます。歳出からお願いします。6ページをお開きください。5款2項3目林道事業費は、災害復旧に係る人件費に災害復旧債を充当するための財源更正です。7款2項2目道路橋梁維持費12節橋梁補修設計業務委託料は、本年度の事業の実績見込みにより減額するものです。14節橋梁補修工事は、千代姫橋の橋梁補修工事について、本年度行った実施設計の結果により、当初の予定を上回る補修が必要となったことから追加するものです。10款3項2目公共土木施設災害復旧費は、6月の町道下古戸浅井線法面崩落に対する災害復旧工事の令和5年度施工分を追加するもので、令和5年度及び6年度の2か年の継続事業として実施いたします。次に歳入の説明をさせていただきます。4ページをお開きください。14款1項3目災害復旧費国庫負担金の公共土木施設災害復旧費負担金は、町道下古戸浅井線災害復旧工事に係るものです。2項4目土木費国庫補助金の道路整備事業補助金は、千代姫橋橋梁補修工事に係るものです。18款1項2目財政調整基金繰入金は、今回の補正の財源調整により減額するものです。21款1項5目土木債は、実績見込みにより、煮瀨橋及び大橋橋梁補修工事を減額し千代姫橋橋梁補修工事を追加するものです。9目災害復旧債は、町道下古戸浅井線災害復旧工事に係るものです。次に8ページをお開きください。こちらは町道下古戸浅井線災害復旧工事の継続費に係る年割額と財源内訳とな

ります。以上で一般会計補正予算の説明を終了させていただきます。

議長（加藤彰男君）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。
浅尾議員。

3番（浅尾もと子君）

お尋ねいたします。ただ今の議案の今ご説明いただきました8ページの継続費について伺います。この町道下古戸浅井線の災害復旧事業2億5千万円を今年度令和年度と令和6年度の2カ年にわたって支出するという継続費をこの予算で組むというものでございます。どのような工事が行われるのか高額な事業でありますので、なるべく詳しくご説明頂きたいと思えます。どのような工事が行われるのか、工事の範囲その面積や工法など工事の概要、そして費用の内訳などお示してください。併せて工事によって今後同様の土砂崩れを防ぐことができると考えているか伺います。そしてもう1点、各事業年度の費用額それも国と町それぞれの年度ごとの負担額、そして総額の見込みをお示してください。予算説明書記載のとおりといった答弁ではなく傍聴の皆様にも分かるよう負担額それぞれお示しいただきたいと思えます。

議長（加藤彰男君）

建設課長。

建設課長（原田経美君）

まず最初にどのような工事かということですが、工種はいろいろあるんですけれども工法としましては法面の安定を図るための掘削と既に崩れている土砂の掘削撤去や壊れたきつかけや防護柵の撤去それから一番大事な部分となると思うんですけれども、法面の保護工。法枠工や植生基材の吹付工となります。それから擁壁工や物資をあげる仮設工となります。延長は工事区間を含めまして49.6mですけれども、面積は工種によっていろいろありますので、一概に正確に面積をいえるものではないんですけれども約1,780㎡となります。それから工事を今後防ぐということですが、他の場所につきまして工事によっていろいろ設計がかわってくるかと思えますので、その時その都度で工法等変わってくるかと思えますけれども、今回の工事につきましては、防ぐように設計しておりますけれども、気象条件等がありますので絶対ということはありません。それから各年度の費用額という事ですけれども、予算説明書8ページをご覧ください。読み上げになってしまいますけれども、令和5年は2,100万の予算で国庫支出金は1,300万円。地方債が660万円、一般財源が140万円。令和6年度が2億2,900万円で国庫支出金が1億5,037万9千円、地方債が6,730万円、一般財源は1,132万1千円です。合計しまして2億5千万円に対しまして国庫支出金が1億6,337万9千円、地方債が7,390万円、一般財源は1,272万1千円となります。以上です。

議長（加藤彰男君）

浅尾議員。

3番（浅尾もと子君）

ご答弁いただきました。町が支出する金額は地方債の7,390万円。そして一般財源の1,272万1千円の合計ということになり、国庫支出金が1億6,337万9千円というご答弁でありました。合計金額が2億5,000万円という高額な事業でございます。この事業の提案の方法があまりに拙速ではないかという観点からお尋ね致します。他の自治体、例えば設楽町や新城市などではこういった臨時議会であっても議会運営委員会ですとか、全員協議会の場で事前に議員に対して、このような重要な議案については資料を配布し、説明を行っております。一方、東栄町では2億5千万円もの2か年にわたる事業にもかかわらず議員に配布されたのは国からの災害復旧費交付金額や工事請負費の金額、継続費の内訳が配布された予算書と予算説明書の二点のみでありました。私は昨日、町建設課に資料の提供を求めました。これほど重大な事業でありますので、事業の概要を資料提供してほしいと依頼しましたが、工事に関する予算については100万円でも200万円でも変わらないと言われ、資料提供を拒否されたことがございます。そして、本日の議案の説明でも総務課長の説明は、継続費について総額がいくらかおっしゃらないですね。これは継続費でございますので、今日この場で議決したならば来年度の事業もшибってしまふそういったものであります。大変不誠実でありますし、このような提案は拙速だと考えます。今回東栄町が議案の資料もなく、事前の説明もなく、町民が知らないうちに議員に対しては、議案の配布からわずか2日後の臨時会で口頭で説明した直後に議決するというのは、あまりに拙速ではないでしょうか。私は町が説明責任を果たしていないと考えますが認識を伺います。

議長（加藤彰男君）

建設課長。

建設課長（原田経美君）

図面等になると思うんですけども、建築工事とか建物とかは平面図等計画があるのでお示しできるのかなと思いますけれども、今回は土木工事ということで土砂の撤去等、あとは法面、そういった工事となりますので平面図ぐらいはお出しできるかもしれませんが、とりあえずお示ししないということで発言させていただきました。

議長（加藤彰男君）

浅尾議員。

3番（浅尾もと子君）

私に許された質疑はもう1回最後でございます。ですので可能な限りお答えいただきたいと思います。補正予算説明書の5ページ、14款2項4目の国庫支出金3,100万円の概要

と内訳を伺いたいと思います。先ほどの総務課長のご説明では、こちらは下古戸浅井線町道下古戸浅井線に関わるものだというご説明だったんですけれども、事前に建設課長に伺った概要と異なっております。古戸地内の鴨山川への仮設橋設置事業に係る国庫支出金も含まれているものと事前の説明では伺っております。当該事業について、つまり鴨山川への仮設橋の設置事業に係る国と町それぞれの負担総額を伺います。併せて5ページ14款2項4目の道路整備事業補助金の250万円。この概要を伺いたいと思います。千代姫橋に関する予算ということでありましたけれども事前の説明では柿平橋の減額を含むというご説明でありましたので、この点でも私の事前に伺っている内容と異なっておりますので、改めてご説明頂きたいと思います。そして同じく5ページの21款1項5目町債の土木債1,000万円についてです。橋梁補修工事のための道路橋梁債がそれぞれ煮渕橋1,040万円の減額、大橋160万円の減額、千代姫橋2,200万円の増額となっております。3つの橋のそれぞれについて1.土木債の金額変更に至った理由。実績との説明ではなく判定区分が変わったですとか、追加でどのような工事が必要になったとか、またいらなくなったなど金額変更に至った理由の概要を伺います。併せて2.それぞれの工事の完了時期。3.それぞれの事業の補修工事費の予算額を伺います。以上です。

議長（加藤彰男君）

建設課長。

建設課長（原田経美君）

まず最初に国庫支出金の3,100万円ということですが、これにつきましては令和5年度の災害復旧工事の国庫支出金と災害査定において認められました仮設人道橋の令和5年度の国庫支出金1,800万円を足して3,100万円としたものです。それから道路整備事業補助金250万円ということですが、仮設の国庫支出金が1,800万円で地方債は980万円、一般財源が5万8千円となります。6年度は見込みになりますけれども対象事業費としまして1,918万9千円で、国庫支出金が1,338万円、地方債が520万円、一般財源が60万9千円となります。それから補助事業の150万円ということですが、道路メンテナンス事業で実施中の橋梁補修費として増額しました1,387万1千円の国庫支出金を250万円見込んでいます。それから1,000万の財源の話だったと思いますが、歳出の土木債ということだったんですけれども歳出の工事の方の観点から申し上げますと、道路メンテナンス事業は橋梁設計の委託費と工事が煮渕橋と大橋橋それから古戸地内の柿平橋を当初予定していましたが煮渕橋につきましてはケーブルを受ける支柱が基礎部分の補修で済むということで支持が得られたために減額を先にしております。柿平橋につきましても災害の関係で施工ができなくなったために千代姫橋の補修工事に切り替えておりますので、その後千代姫橋の設計委託業務が完了しましたが予算額が不足したため今回補正をお願いしたものです。その際に発注が完了した委託費と煮渕橋、大橋橋の工事を概算で精査しまして補正させていただきました。それから工事の完了時期ですが、煮渕橋につきましては2月末、大橋橋につきまして

は1月中旬を予定しております。千代姫橋は今後の発注になりますので完了時期等は示せられません。あと補修の予算額ですけれども、大橋橋につきましては約600万円、煮瀝橋が400万円、千代姫橋が5,100万円となります。以上です。

議長（加藤彰男君）

他に質疑はございませんか。よろしいでしょうか。

（「なし」の声あり）

以上で質疑を打ち切り、続いて本案について討論に入ります。

討論はございませんか。

浅尾議員。

3番（浅尾もと子君）

日本共産党の浅尾もと子でございます。今回の補正予算、一般会計補正予算第7号に反対の立場で討論致します。今回の補正予算は歳入歳出ともに3,558万4千円を追加するものでございますが、同時に2億5千万円もの継続費を議決するといった予算でございますので先ず何よりも慎重審議が求められると考えます。この予算に係る事業は、今年6月の台風2号によって土砂崩れが起きて、通行止めとなっている町道の復旧に係る予算であります。住民の生活には欠かせない予算であると考えますが、しかしこの予算の提案にあたっての町の手続きはあまりにも説明責任を欠いており、極めて不適切なものだと考えますので、その点到底容認できる範囲を超えておりますことから反対したいと思います。まず2億5千万円もの事業を今年度と令和6年度の2年度に渡って実施する継続費が含まれております。年割額は令和5年度が2,100万円、そして令和6年度が2億2,900万円です。次年度に渡る多額の負担を議決するのに、東栄町は今回事業の資料を配布せず、事前の説明もなく、町民に知らせることなく、予算書の配布から僅か2日後の臨時会で口頭のみ説明でその直後に採決しようとしており、あまりにも拙速だと考えます。そして一昨日の午後2時に議員に配布された資料は、予算書と予算説明書のみでした。その資料で分かることは国からの災害復旧費交付金額がいくらか、工事請負費の金額がいくらか、そして継続費が記載されているというだけのものがございます。さらに議案が配布された当日には、担当課長が不在で私が問い合わせることができたのは昨日の1日限りでありました。私は昨日、町建設課に事業の概要を説明する資料の提供を求めましたが道路工事は100万円でも200万円でも同じとして口頭で説明し、資料は配布しないという旨の回答があり、資料提供を拒否されました。しかし私が10月25日に町建設課に問い合わせた際には、すでに町道下古戸浅井線の補修工事に係る設計は完了しており、課長はその内容について私に明らかにしませんでした。その時点で、すでにどのような工事が必要となっているか議会に説明する時間がこれまでなかったとは考えられません。私がある設楽町議にお話を伺いますと、設楽町ではこのような重要な場合には全員協議会などで事前に議会に説明するといいます。新城市では今年11月17日の臨時会の開催にあたって2度の議会運営委員会を開き、開会一週間前には議案の説明会を実施しております。また県内のある町の議員に

よりもすと、道路等の大きな工事は担当課から前もって議員懇談会の中で平面図、断面図などの図、工事日程、通行止めの期間などを含むたくさん資料が示されるといいます。今回、町建設課長が示した道路工事は口頭のみ説明とするという認識は全く根拠のないものと考えます。そして東栄町は本日この臨時会の閉会後におそらく非公開となる「すぎのきの里」の事業統合等につき、全員協議会が予定されております。私はこのような機会を設けるのであれば、この議会の前に開催し議案の説明を十分につくすべきだったと考えます。そして最後にもう一点申し上げたいことは、この度総務課長はこの口頭の実施した中で多くの事実と異なる部分がありました。そして2億5千万円もの支出がこの予算で議決される事になるという説明を金額も含めて、総務課長は明かしませんでした。これは住民にとっても議会にとっても本当に卑劣な行為だと私は考えます。事業そのものは被災した町民の皆さんが平穩の生活を取り戻すために欠かすことのできないものと考えておりますが、だからこそ町民に広く事業計画を知らせて、町民の理解を得る手続きを怠ってはならなかったと考えます。東栄町には極めて特殊かつ不適切な情報提供のあり方を自覚し、このような手続きを二度と繰り返さないよう重ねて申し上げまして、反対討論いたします。

議長（加藤彰男君）

討論がありました。他に討論はございませんか。

はい、村本議員

7番（村本敏美君）

この補正予算案に対して賛成の立場で討論させていただきます。いま3番議員が発言しましたけれども、すぎのき寮の話し云々というのは本補正予算に対しては、ここの発言には適してはないというふうに思っておりますので、まずそれを申し上げまして、この千代姫橋補修工事また古戸浅井線の補修工事に対しては3番議員も言われましたけれども、住民の生活に欠かせない整備であることは間違いありません。千代姫橋も住民の往来もありますし、こういう工事をこの場で議決をしないと工事の発注が遅れ、住んでいる住民の皆さんにも工事の遅れが生じる懸念があると思います。その点におきまして、今回のこの補正予算に千代姫橋または古戸浅井線の補修工事の件につきましては、賛成といたします。

議長（加藤彰男君）

賛成、反対それぞれ討論がありましたので、起立により採決を行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

着席してください。起立6名です。起立多数です。

よって、議案第58号は、原案のとおり可決されました。

----- 閉 会 -----

議長（加藤彰男君）

以上で、本臨時会に提出されました案件の審議は、すべて終了致しました。
これを持ちまして、令和5年第5回東栄町議会臨時会を閉会いたします。